

全国大会等選手派遣費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツの振興を図るため、予選会を経て、全国大会規模以上のスポーツ競技大会（以下「大会」という。）に出場する個人及び団体に対し、全国大会等選手派遣費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則(平成17年規則第59号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる個人及び団体（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する小学生、中学生、高校生、大学生及び一般で、大会の出場登録をしているものとする。ただし、プロスポーツチームは除く。

- (1) 市内に在住、在学かつ活動団体の所在地を市内に有するもの
- (2) 市内に団体登録を有する団体
- (3) 公益財団法人熊谷市スポーツ協会加盟団体に所属する個人又は団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 都道府県等の予選会がなく、選抜方式（県選抜、関東選抜等）により出場する場合
- (2) 国又は都道府県からの補助制度と併用。ただし、公益財団法人熊谷市スポーツ協会が交付する「国際大会及び全国大会等出場選手激励費」はその限りではない。

(交付対象となる大会)

第3条 補助金の対象となる大会は、次の各号のいずれかに掲げる団体又はその上部団体が開催する大会で、都道府県大会等の予選会を経ており、かつ、全国大会規模以上の大会であることとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該法人に加盟している団体

- (2) 各都道府県スポーツ協会及び体育協会
- (3) 全国高等学校体育連盟
- (4) 国際オリンピック委員会
- (5) 国際パラリンピック委員会
- (6) 国際デフリンピック委員会
- (7) 公益財団法人日本レクリエーション協会
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた選手もしくは団体
(補助金の額)

第4条 補助金の交付額については、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付回数は、1会計年度につき、別表の大会規模欄で各1回を
限度とする。
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）
は、選手派遣費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し
て市長に提出しなければならない。

- (1) 出場する大会の大会実施要項
- (2) 出場する大会の申込書
- (3) 出場する大会の出場登録選手名簿
- (4) 予選会の結果表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 交付の申請は、出場する大会の開催前までに行わなければならない。ただ
し、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、
補助金の交付又は不交付を決定し、選手派遣費補助金交付（不交付）決定通
知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
(交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」とい
う。）は、補助金の交付を受けようとする場合は、選手派遣費補助金交付請求
書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該交付決定
者に補助金を交付するものとする。

(補助金の支払)

第 8 条 補助金の支払いは概算払いとし、申請者は選手派遣費補助金領収書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 交付決定者は、補助金に係る大会終了後 30 日以内に選手派遣費補助金実績報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 大会結果

(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(補助金の管理)

第 10 条 この要綱により交付を受けた補助金は所属団体長、又は学校長の責任において管理し、交付の目的に従い効果的使用を図らなければならない。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 大会への出場ができなくなったとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、選手派遣費補助金返還命令書(様式第 6 号)により通知するものとする。

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 7 月 23 日市長決裁)

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の日の前までに交付の決定をした者については、なお従前の例による。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。